

# 福岡県公報

平成二十年六月二十五日  
 第二千八百四十号  
 増刊 ①

## 目次

規則(第四十九号)

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) ……………—

## 規則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年六月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十九号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中、「郵便局」を削り、同条中第二項から第四項までを削り、第五項を第二項とする。

第二十三条の二第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「小切手又は」を「小切手等(小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして県知事が指定するものをいう。以下この号において同じ。)(又は)」に、「小切手で」を「小切手等で」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第二十四条第一項後段を削る。  
 様式目次中

三	納税通知書(その一の一、その一の一、その一の一三、その一の一四、その一の一五、その一の一六、その一の一七、その一の一八、その一の一九、その一の一〇、その一の一〇二、その一の一〇三、その一の一〇四、その一の一〇五、その一の一〇六、その一の一〇七、その一の一〇八)	六条	を
---	--	----	---

三	納税通知書(その一の一、その一の一三、その一の一五、その一の一六、その一の一七、その一の一八、その一の一〇三、その一の一〇四、その一の一〇五、その一の一〇六、その一の一〇七、その一の一〇八)	六条	に、
---	---	----	----

六十四	法人設立等届出書	条三十四	を
-----	----------	------	---

六十四	法人設立(設置)届	条三十四	に、
-----	-----------	------	----

六十五	法人の変更届(その一) 法人税に係る連結納税の承認等の届出書(その二)	条三十四	を
-----	--	------	---

六十五	法人異動届	条三十四	に
-----	-------	------	---

削り、  
改め、

六 百三十	五 百三十	五 百三十	八十三 の十二	八十三 の十二	七十四	七十四	六十五 の六
法第七百条の二十二第四項 又は第五項の還付免除申請 書	軽油引取税還付申請書	報 告 書 軽油返還 による還付申請書	県たばこ税の納期限の延長 申請書、同付表（納期限の 延長申請の事由となつた売 渡し明細書）	県たばこ税納期限延長申請 書、同付表（製造たばこの 売掛等明細書）	個人事業税開業等報告書	個人事業税開業報告書	特定信託契約の変更届
百三 条	百二 条	百二 条	二十 条の 四十五	二十 条の 四十五	二十 条の 二十一	二十 条の 二十一	三十四 条
八十八 条	八十七 条	八十七 条	四十八 条の三	四十八 条の三	四十 条	四十 条	三十四 条
を	に、	を	に、	を	に、	を	を

第三号様式その三の四の次に次のように加える。

「  
百三十  
六  
）申請書  
軽油引取税納入免除（還付）  
百三  
条  
八十八  
」  
に改める。

第3号様式その3の5 (第6条関係)

自動車税納税通知書(一括納付用)

住所又は所在地

氏名又は名称

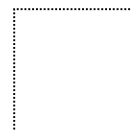
様

区 分	年度自動車税
登録番号	別添納付書一覧表のとおり
合計税額	円
納期限	年 月 日
備考	

上記のとおり別添納付書により納付してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印



納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局（沖縄県を除く）、福岡県 県税事務所

法的根拠 地方税法第145条、福岡県税条例第48条

不服申立

- この処分に不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求をすることができます。  
 なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金

納期限後に納付(入)する場合には、次の例により1台毎の延滞金を計算して本税と併せて納付してください。  
 納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については特例基準割合を、それ以降は納付の日までの期間の日数に応じて年14.6%の割合を乗じて得た額となります。  
 なお、1件の税額が2,000円未満であるとき、又は延滞金額が1,000円未満であるときは、延滞金を納める必要はありません。  
 (計算例) 税額34,500円、納期限5月31日、納期限の翌日から1月を経過する日6月30日、納付(入)日10月1日の場合  
 年4.7%の日数……30日 (6月1日～6月30日)  
 年14.6%の日数……93日 (7月1日～10月1日)  
 $34,000 \text{円}(1,000 \text{円未満切捨て}) \times 4.7\% \times 30/365 = 131 \text{円}(1 \text{円未満切捨て})$   
 $34,000 \text{円}(1,000 \text{円未満切捨て}) \times 14.6\% \times 93/365 = 1,264 \text{円} 80 \text{銭}$   
 $131 \text{円} + 1,264 \text{円} 80 \text{銭} = 1,395 \text{円} 80 \text{銭}(100 \text{円未満切捨て})$

延滞金 1,300円

注 特例基準割合とは前年の11月末日の基準割引率及び基準貸付利率に連動した割合です。平成20年1月1日～平成20年12月31日までは年4.7%（基準割引率及び基準貸付利率+4%）で計算されます。

延滞金額は県税事務所へ確認してください。

その他

ご不明の点のあるときは、所轄の県税事務所にお問い合わせください。

第3号様式その3の6 (第6条関係)

納付書一覧表

御中

納付事務所

県税事務所

法定納期限 年 月 日

連番	測定事務所	件数	金額	円	納税証明書交付番号	備考

合計						
----	--	--	--	--	--	--

第3号様式その3の7(第6条関係)

納付書一覧表

御中

納付事務所	調定事務所	納期限

連番	登録番号	税額	備考

連番	登録番号	税額	備考

連番	登録番号	税額	備考

第六十四号様式を次のように改める。

第64号様式（第34条関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">             受付印           </div> 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿		法人設立(設置)届		法人番号	
		ふりがな 法人名			
		代表者の氏名		印	
所在地		〒 (TEL - - )			
設立年月日	年 月 日	事業年度	月 日から 月 日まで		
資本金の額又は出資金の額	円	事業種目			
資本金等の額	円				
県内の支店等	名称	所在地	設置年月日		
	(主たる支店)	〒	年 月 日		
		〒	年 月 日		
		〒	年 月 日		
事務所を有する都道府県の数		<input type="checkbox"/> 本県のみ <input type="checkbox"/> 2都道府県 <input type="checkbox"/> 3都道府県以上 (本県を含む。)    (本県を含む。)			
申告期限の 延長の有無	県民税	年 月 日から 年 月 日までの事業年度から 月			
	事業税	年 月 日から 年 月 日までの事業年度から 月			
<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人		連結親法人の最初 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
連結子法人の場合	連結承認年月日	連結子法人適用 開始事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日				
	ふりがな 連結親法人名				
	連結親法人所在地	〒 (TEL - - )			
関与税理士	氏名				
	事務所所在地	〒 (TEL - - )			
書類の送付先が 本店と異なる場合の 送付先	名称				
	所在地	〒 (TEL - - )			
個人営業を廃止し、 法人を設立した場合	個人営業者名			廃止した年月日	
	住所	〒		年 月 日	

添付書類 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し  
定款等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第六十五号様式を次のように改める。



第65号様式（第34条関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">             受付印           </div>		法人異動届		法人番号		
		年 月 日	ふりがな 法人名			
福岡県	代表者の氏名				印	
県税事務所長 殿	所在地	〒	(TEL - - )			
	新	旧	異動年月日			
法人名				年 月 日		
代表者				年 月 日		
本店所在地	〒	〒	年 月 日			
支店等名称				年 月 日		
支店等所在地	〒	〒	年 月 日			
事業年度	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで				
資本金の額又は 出資金の額				年 月 日		
資本金等の額				年 月 日		
事業種目				年 月 日		
その他( )				年 月 日		
支店等の設置 又は廃止	名称		所在地		設置・廃止年月日	
			〒		年 月 日	
支店等の廃止(本店転出を含む。)の場合、県内の他の支店等の有無 (有・無)						
合併	合併 法人	法人名				合併年月日
		所在地	〒	(TEL - - )		
	被合併・被分割法人	法人名				年 月 日
		所在地	〒			
連結納税の 承認等	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人		区分	<input type="checkbox"/> 左記の連結法人となった。 <input type="checkbox"/> 左記の連結法人でなくなった。		
	上記区分に該当 することとなった 事由	<input type="checkbox"/> 連結納税の承認があつた。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。 <input type="checkbox"/> 連結完全支配関係を有しなくなった。(原因: ) <input type="checkbox"/> 連結納税の承認の取消処分があつた。 <input type="checkbox"/> 連結納税適用の取りやめの承認があつた。				
		上記事由が生じた日		年 月 日		
		最初連結親法人事業年度		年 月 日から 年 月 日まで		
	連結子法人適用開始事業年度		年 月 日から 年 月 日まで			
	連結子法人 の場合	連結親法人法人名				
		連結親法人所在地				
解散	清算人氏名				解散年月日	
	清算人住所	〒	(TEL - - )		年 月 日	
清算終了	解散年月日		残余財産確定の日		清算終了日	
	年 月 日		年 月 日		年 月 日	

添付書類 登記事項変更の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し  
 登記を要しない事項の変更の場合は、変更の事実を証明できる書類(定款、総会議事録等)  
 合併(分割)の場合は、合併(分割)契約書及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し  
 連結法人となった場合は、連結納税の承認申請書、出資関係図、グループ一覧等の写し  
 連結法人でなくなった場合は、国税庁長官の処分の通知等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第六十五号の六様式を削る。  
第六十六号様式を次のように改める。

第66号様式 (第35条関係)

福岡県

県税事務所長 殿

第 年 月 日

市町村 長



年度 現年課税分 個人県民税の賦課額 決定 変更 報告書

区分	項目	当初調定額等		異動	3月31日現在の調定額等			
		均等割	所得割		均等割	所得割		
県民税額	普通徴収分 (1)	(a) 円	(b) 円		(h) 円	(i) 円		
	特別徴収分	① 年税額(本年度課税分)	(c)	(d)		(j)	(k)	
		② 翌年度の収入となるべき額	(ア) 人 (イ)	(ウ)		(ア) 人 (イ)	(ウ)	
		③ 前年度課税分で本年度の収入となるべき額	( ) 人			( ) 人		
		本年度分調定額 ①-②+③ (2)						
	小計 (1)+(2)	(e)	(f)		(l)	(m)		
	退職所得にかかる所得割 (3)				(n)			
	合計(均等割+所得割+退職所得割) ⑦	(g)		(o)-(g)	(o)			
市町村民税額	普通徴収分 (4)							
	特別徴収分	④ 年税額(本年度課税分)	(p)	(q)		(p)	(q)	
		⑤ 翌年度の収入となるべき額	(エ)	(オ)		(エ)	(オ)	
		⑥ 前年度課税分で本年度の収入となるべき額						
		本年度分調定額 (5) ④-⑤+⑥						
	小計 (4)+(5)							
	退職所得にかかる所得割 (6)							
	合計(均等割+所得割+退職所得割) ⑧							
県市町村民税合算額 ⑦+⑧=⑨								
あん分率 ⑦/⑨			%			%		
県民税納税義務者	区分	均等割を納める人	所得割を納める人	納税義務者(計)	異動	均等割を納める人	所得割を納める人	納税義務者(計)
	普通徴収人員 (7)	⑩ 人	⑪ 人			⑩ 人	⑪ 人	
	特別徴収人員 (8)	⑫	⑬			⑫	⑬	
	退職分離課税人員 (9)							⑭
	合計 (7)+(8)+(9)	⑮	⑯	⑰	⑱-⑰	⑲	⑳	㉑

摘要(②③欄の算出説明、その他説明を要する事項等)

[当初(最終)の「翌年度の収入となるべき額」の分解]

・特徴あん分率

$$\text{特徴あん分率} \% = \frac{(c) + (d)}{(c) + (d) + (p) + (q)}$$

・翌年度の収入となるべき県市町村合算額

$$\text{円} = (イ) + (ウ) + (エ) + (オ)$$

・翌年の収入となる均等割の人員

$$(ア) \text{ 人} \times \text{円} = \text{円}$$

翌年の収入となる均等割  
(県市町村の合算額)

徴収取扱費の基礎となる納税義務者数 ㉒ 人

注 1 賦課額変更報告書で「翌年度の収入となるべき額」を分解方法により算出している市町村は、      内の(c)、(d)を(j) (k)と読み替えること。  
 2 税額(a)～(o)は、それぞれ人員⑩～㉑に対応する。  
 3 賦課額決定報告書は7月10日、賦課額変更報告書は4月30日までに提出すること。

第七十一号様式を次のように改める。

第71号様式 (第37条関係)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 号 日

市 町 村



年度 個人の県民税に係る徴収取扱費計算書

( 分 ) ( 月から 月までの分)

区 分	基 数	徴 収 取 扱 費 額		
普通徴収に係る納税通知書の数	件 <sup>①</sup>			
特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書の数	件 <sup>②</sup>			
地方税法第328条の9の分離課税に係る更正又は決定の通知書の数	件 <sup>③</sup>			
①+②+③	(A) 件	④=(A)×60円 円		
個人の県民税に係る徴収金で指定金融機関に払い込み済の金額	(B) 円	⑤=(B)×7% 円		
個人の県民税に係る徴収金を地方税法第17条又は第17条の2の規定によつて還付又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額	(C) 円	⑥=(C)の計 円		
地方税法第17条の4の規定によつて還付した過誤納金に係る還付加算金に相当する金額	(D) 円	⑦=(D)の計 円		
地方税法第321条第2項の規定によつて交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額	(E) 円	⑧=(E)の計 円		
賦課決定された納税義務者数	(F) 人	⑨=(F)×3,000円 円		
今回報告以前に年度を超えて税額が0円に変更された納税義務者数(過年度交付済額)	(G) 人	⑩=(G)×3,000円 円		
差引納税義務者数⑨-⑩	人	⑪=⑨-⑩ 円		
地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかつた金額を同法第314条の9第3項の規定により適用される同条第2項の規定によつて還付し、又は充当した場合における当該控除されなかつた金額に相当する金額	(H) 円	⑫=(H) 円		
合計④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑪+⑫		円		
上記(A)~(H)の内訳((G)を除く)	報告次の払い込みあん分率	%		
	平成19年度あん分率	%		
区 分	月 分	月 分	月 分	計
納税通知書の数及び県民税の払い込み済みの額	( 件 ) 円	( 件 ) 円	( 件 ) 円	(A) 件 (B) 円
過 誤 納 金	( 件 ) 円	( 件 ) 円	( 件 ) 円	(C) 円
還付加算金	( 件 ) 円	( 件 ) 円	( 件 ) 円	(D) 円
前納報奨金	( 件 ) 円	( 件 ) 円	( 件 ) 円	(E) 円
納税義務者数	人	人	人	(F) 人
還付充当した額	円	円	円	(H) 円

- 注 1 (A)(B)欄は、平成18年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定されたものに限る。)に係る徴収取扱費について適用されるものであること。(改正地方税法附則第5条第9項)
- 2 徴収取扱費額の円未満の額は、切り捨てること。
- 3 (C)欄の過誤納金及び(D)欄の還付加算金とは、市町村が予算を通じて支出した金額に限られるものであること。
- 4 (C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は、実際に還付・充当又は支出した県民税相当額、県民税相当額に係る還付加算金額及び県民税相当額に係る報奨金額とする。  
当該金額について、県民税相当額を把握できない場合は、実際に還付・充当又は支出した額に下記のあん分率を用いて算出した額(円未満端数切捨)とし、算式(還付・充当又は支出した金額×あん分率)を含めて記載する。ただし、平成18年度以前課税分については、「平成19年度あん分率」を用いることとし、下記のあん分率と混在する場合は2行に分けて記載する。
- 第1次分 確定あん分率  
第2～第4次分 特定あん分率
- ⑥欄、⑦欄及び⑧欄は、基数欄の合計額を記載すること。
- 5 (F)欄の「賦課決定された納税義務者数」は、次により計上すること。
- 第2次分 当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数÷4=a  
第3次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-a)÷3=b  
第4次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-(a+b))÷2=c  
第1次分 当該年度の賦課額変更報告書-(a+b+c)
- 第2～4次分は、賦課額決定報告書に基づく概算の計算書であり、第1次分で賦課額変更報告書に基づいて精算を行う。各次分において、上記計算式により算出された納税義務者数に1未満の端数が生じたときは、1未満の数値を切り上げる。
- 6 ⑩欄は、第1次分でのみ使用すること。  
(G)欄の基数に乗じる金額は、既交付時の単価によること。
- 7 内訳欄のかつこ内は、それぞれの件数を記載すること。
- 8 納税義務者数の内訳欄は、調定収入状況等報告書の実員数を計上し、(F)欄記載の際、上記注5の計算を行うこと。
- 9 複写とし、上紙は市町村が保管し、下紙は県税事務所に提出すること。

第七十三号の六様式を次のように改める。

第73号の6様式 (第39条の5の2関係)

医療法人等の所得金額計算書

事業年度 . . . から . . . まで 法人名

(提出用)

Table with columns for income types (e.g., 所得金額, 課税標準) and calculation steps (1-12). Includes sub-sections for '社会保険医療分の収入金額' and 'その他の収入金額' with various legal references.



## 〔記載要領〕

1 この計算書は、地方税法(以下「法」という。)第72条の23第1項ただし書の適用を受ける医療法人等が、法人の事業税の確定申告書又は修正申告書を提出する場合に貸借対照表、損益計算書、収入金額明細書、法人税法施行規則別表4(写)に添えて提出してください。

ただし、次に該当する医療法人等は、この計算書を提出する必要はありません。

- (1) 主たる事務所等が他の都道府県にある場合
- (2) 法人税の申告において、租税特別措置法第67条(社会保険診療報酬の所得計算の特例)第1項の規定の適用を受ける場合

なお、この場合には、地方税法施行規則(以下「法規則」という。)第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の備考欄にその旨を記載するとともに、法人税の明細書別表十(六)の写しを提出してください。

- (3) 社会保険診療分の所得とその他の所得を区分して計算している場合

なお、この場合には、その区分経理による所得金額についての明細書を提出してください。

2 ①の金額欄には、法規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の再仮計⑱の額を記載してください。

3 ②の金額欄には、次の土地(建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。)並びに法人税法第2条第23号に掲げる減価償却資産及び有価証券(以下「土地等」という。)の譲渡所得を記載してください。

総所得金額等の計算上、益金又は損金として計算した土地等の譲渡益、売却益、譲渡損又は売却損の合計額(以下「土地等の譲渡益等」という。)がある場合は、土地等の譲渡に直接要した経費を控除した後の譲渡所得を記載してください。

ただし、医療業に係る土地等(例えば病院の土地、建物等や往診等で使用していた自動車等)の譲渡益若しくは売却益は、「その他の収入金額」に含めます。また、土地等の譲渡益等には、法人税法第50条(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)又は租税特別措置法第3章第6節(資産の譲渡の場合の課税の特例)の各規定により損金に算入した部分の金額は、土地等の譲渡益等の計算をする上においてこれを控除します。つまり土地等の譲渡益等とは、圧縮後の金額をいいます。

なお、土地等の譲渡益等に係る経費は、次のものをいい固定資産税等土地等の維持管理に要した費用は含まれません。

- (1) 土地等を譲渡するために直接要した仲介手数料、測量費、登記費用等
- (2) 土地等を譲渡するために、その上にある家屋を取り壊す等の目的で借家人に支払った立退料
- (3) 土地等を譲渡するためにその土地の上にある家屋、構築物等を取り壊した場合の除却費及び除却損

- 4 ⑪の金額には、法規則第6号様式別表9～11の添付を要する法人に限り、課税所得金額の前7年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。
- 5 社会保険診療分の収入金額欄には、法第72条の23第1項ただし書に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付について収入すべき次の金額を法律ごとに記載してください。
  - (1) 保険者から支払を受けるべき金額
  - (2) 被保険者が負担する一部負担金、入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費に相当する金額
- 6 ⑫の金額欄には、学校又は事務所等との契約に基づく健康診断、予防接種等の給付による収入すべき金額を記載してください。
- 7 ⑬の金額欄には、患者又は付添人等から収入すべき金額のうち、法第72条の23第1項ただし書に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外のものを記載してください。
- 8 ⑭の金額欄には、作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載してください。
- 9 ⑮の金額欄には、受託医療収入以外で学校又は事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。
- 10 ⑯の金額欄には、所得税法第174条(内国法人に係る所得税の課税標準)第1号に規定する利子等又は第2号に規定する配当等の額(所得税額控除前の金額)を記載してください。この場合、法人税法第23条(受取配当金の益金不算入)の規定により益金に算入されない金額は含めません。
- 11 ⑰の金額欄には、償却資産の売却収入のうち取得価格を超える金額を記載してください。
- 12 ⑱の欄の「付帯事業収入」とは、医療業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療業の付帯事業として発生する収入金額をいいます。
- 13 「その他の事業の収入金額」の欄には、純売上高を記載してください。
- 14 医療業の総収入金額に含めないもの
  - (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
  - (2) 土地等の譲渡所得に係る収入金額(「土地等の譲渡所得」の欄②で区分計算を行うため)
  - (3) 従業員の社宅及び寮等使用料収入及び食事代収入
  - (4) 収入金額に計上した国税又は地方税の還付金又は充当金(還付加算金額を除く。)
  - (5) 償却資産を売却した場合の取得価格に相当する金額又は保険契約に係る解約返戻金若しくは満期返戻金のうち配当金を除く部分の金額
  - (6) 購入したな卸資産に係る仕入割戻し額として収入に計上した金額

第七十四号様式を次のように改める。


第74号様式（第40条関係）

個人事業税に係る開業等報告書

年 月 日 提出

福岡県知事 殿

開業  
 下記のとおりに、事業の 廃業 を行いましたので、報告します。  
 諸変更

事務所・事業所の所在地		電話 ( )	
名称 ( 屋号 )			
住所 ( 居所 )		電話 ( )	
氏 名			
変更した事項	1 事務所・事業所の所在地	変更前	※1月1日現在で記入 印 
	2 住所 (居所) 3 氏名 4 その他	変更後	
開・廃業、変更年月日		年 月 日	
事業種名			
摘 要			

注 従前、他所で事業を行っていた人は、その住所及び事業種名を摘要欄に記入してください。

第八十三号の十二様式を次のように改める。

第83号の12様式 (第48条の3関係)

県たばこ税の納期限の延長申請書

受付印  年 月 日  福岡県博多県税事務所長 殿	申	住所又は所在地
	請	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  印
	者	この申請を担当する者の氏名及び連絡先  電話 ( )

地方税法第74条の11第1項の規定により、次のとおり県たばこ税 ( 年 月分) の納期限の延長を申請します。

申告納付すべき税額 ①	円
①のうち納期限内に納付する税額 ②	円
納期限の延長を受けようとする税額 ①-②	円
申告書提出日	年 月 日
法定納期限	年 月 日
延長納期限	年 月 日

納期限の延長申請の事由

担保の内容	所在地		種類	数量	価額(円)		
	保証人	住所			保証金額		
		氏名	職業		電話		

納期限の延長申請の事由となつた売渡し等の内訳					
課税標準量(売渡し等の本数)			税 額		
旧3級品以外	旧3級品	合計	旧3級品以外	旧3級品	合計
(ア) 本	(イ) 本	(ウ) 本	円	円	円

注 この申請書には、付表の納期限の延長申請の事由となつた売渡し明細書及び納期限の延長申請の事由を証明する書類を添付すること。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。



第二百十号様式を次のように改める。



第120号様式 (第91条の2関係)

受付印

年度 狩 猟 税 申告書

年 月 日

福岡県

県税事務所長 殿

住 所

氏 名

職 業

印

狩 猟 者 登 録	年 月 日	狩 猟 登 録 番 号	第 号
免状交付年月日	年 月 日	狩 猟 免 状 番 号	第 号
狩猟免許の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	網 わな 第一種 第二種	狩猟者の登録場所(納税地)	福 岡 県
狩猟者の登録の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	① 全域 ② 放鳥獣猟区のみ ③ 放鳥獣猟区以外		
◎ 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、その該当するものを○で囲んだ上で、下欄に市町村長の証明を受けてください。 (1) 農業、水産業又は林業に従事している。 (2) 控除対象配偶者又は扶養親族ではない ((1)に該当する者を除く。) (3) 所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族である((1)に該当する者を除く。)			
狩 猟 者 の 登 録 区 分 (該当する区分に○を付けてください。)			狩 猟 税 税 額
第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録 (次に掲げる登録を除く。)			16,500円
◎欄の(1)から(3)までのいずれかに該当する者が受ける第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録			11,000円
網猟免許に係る狩猟者の登録 (次に掲げる登録を除く。)			8,200円
◎欄の(1)から(3)までのいずれかに該当する者が受ける網猟免許に係る狩猟者の登録			5,500円
わな猟免許に係る狩猟者の登録 (次に掲げる登録を除く。)			8,200円
◎欄の(1)から(3)までのいずれかに該当する者が受けるわな猟免許に係る狩猟者の登録			5,500円
第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録 (第一種銃猟免許を受けた人が空気銃(ガス銃を含む)のみを使用する場合を含む。)			5,500円

※ 次のいずれかに該当する場合、狩猟税が軽減されます。(県税条例第106条の2第2項)

- ① 放鳥獣猟区のみに係る登録を受ける場合 該当税額の4分の1に軽減
- ② ①の登録を受けている者が、さらに他の放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所の登録を受ける場合 該当税額の4分の3に軽減

証 紙 を は る と ころ

注 意 証紙は、狩猟税証紙をはつてください。

証紙をはつてから消印しないでください。

上記の者は、次の一に該当する者であることを証明します(該当するものを○で囲んでください。)

- イ ◎の欄の(1)に該当する者は、当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者である。
- ロ ◎の欄の(2)に該当する者は、当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者で、かつ、控除対象配偶者又は扶養親族ではない。
- ハ ◎の欄の(3)に該当する者は、当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者で、かつ、同年度の県民税の所得割の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族である。

年 月 日

市町村長

印

処 理 事 項	税 額 確 認	番 号 第 号	摘 要
		年 月 日	
		取 扱 者	

- お願い
- 1 この申告書は、狩猟者の登録を受ける時に所轄県税事務所長に提出してください。
  - 2 申告書は、太ワクの中だけを記入してください。

第百三十五号様式を次のように改める。

第135号様式（第87条関係）

軽油引取税還付申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>  年 月 日  福岡県 県税事務所長 殿	特 別 徴 収 義 務 者	住所又は所在地  氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  印  この申請を担当する者の氏名及び連絡先  電話 ( )	
地方税法第700条の22第1項の規定により、次のとおり軽油引取税の還付を申請します。			
還 付 申 請 額		円	
当 初 の 引 渡 し	引 渡 年 月 日	年 月 日	
	引 渡 数 量	リットル	
	納入先	名 称	
		所 在 地	
代 表 者 氏 名			
返 還	返 還 年 月 日	年 月 日	
	返 還 数 量	リットル	
	受入先	名 称	
		所 在 地	
代 表 者 氏 名			
販売契約の解除	解 除 年 月 日	年 月 日	
	解 除 理 由		
年 月 申告分 軽油引取税	申 告 税 額	円	
	納 入 済 額	円	
	返 還 を 受 け た 軽油に係る税額	円	

- 注 1 返還があつたこと及び返還された軽油の数量を証する書類を添付すること。
- 2 「納入先」欄には、返還を受けた軽油について、当初の引渡しに係る現実の軽油の納入を受けた事務所、事業所等の名称、所在地及び代表者の氏名を、「受入先」欄には、返還された軽油を受け入れた申請者の事務所、事業所等の名称及び所在地を記入すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第百三十六号様式を次のように改める。

第136号様式（第88条関係）

軽油引取税納入免除（還付）申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div> 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	特別 徴収 義務 者	住所又は所在地
		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印
		この申請を担当する者の氏名及び連絡先 電話 ( )
地方税法第700条の22第4項又は第5項の規定により、次のとおり軽油引取税の納入免除又は還付を申請します。		
納入免除又は還付申請額		円
この申請に係る軽油の引渡しを行つた年月日		年 月 日
この申請に係る軽油の引渡数量		リットル
免税軽油使用者に引渡しを行つた者が申請者でない場合の販売業者の氏名又は名称及び住所又は所在地		
承認を受けた 免税軽油使用者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
	承認年月日	年 月 日
	承認番号	
年 月申告分 軽油引取税	申告税額	円
	納入済額	円
	承認を受けた軽油に係る税額	円
その他参考となるべき事項		

- 注 1 免税軽油使用者が交付を受けた、免税軽油以外の軽油を免税の用途に供したことの承認書を添付すること。
- 2 引渡しを行つた者が申請者でない場合は、「その他参考となるべき事項」欄にこの申請に至るまでの経緯を記入すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

定価 一箇月六、三五〇円(税込・郵便料別)